

新旧対照表

株式会社まちペイ

7/15 より、クレジットチャージに関する特約を改定させていただきます。ただし、利用者に有利な範囲及び個別に同意した範囲で即時適用します。

新	旧
<p>第1条（定義等）</p> <p>（2）「初回利用日」とは、当社による本人確認後クレジットカード情報等を登録し、初回のクレジットチャージサービスの利用日をいいます。</p> <p>（3）「当社委託先の決済代行会社」とは、当社がクレジットチャージサービスにおいて委託する決済代行会社である <u>GMO ペイメントゲートウェイ株式会社及び株式会社メタップスペイメント（これらと契約をしているクレジット発行会社（外国にある会社を含みます。）を含みます。）</u> をいいます。</p> <p>第5条（クレジットカード情報等の登録）</p> <p>登録会員は、<u>クレジットカード決済に必要となる情報を当社委託先の決済代行会社宛てに送信するため、クレジットカード情報等を入力し、登録するものとします。ただし、登録できるクレジットカードは、別紙2のとおりとします。</u></p> <p>第10条（クレジットカード情報等の取扱い）</p> <p><u>登録会員は、クレジットチャージサービスに関連し不正利用の疑い、偽造・変造の疑い、又は異常に大量又は高価な取引の申込み等、不審な取引の申込みがある場合、その他、別途当社委託先の決済代行会社が指定した事項に該当する場合、会員情報が当社委託先の決済代行会社に提供されることを予め同意します。</u></p> <p>別紙1 本人確認書類</p> <p><u>（3）マイナンバーカード（マチカショップからの申請に限る。）</u></p>	<p>第1条（定義等）</p> <p>（2）「初回利用日」とは、当社による本人確認後クレジットカード情報等を登録し、初回のクレジットチャージサービスの利用日 <u>（新たなカード（カードを変更した場合を含む）によりチャージした日）</u> をいいます。</p> <p>（3）「当社委託先の決済代行会社」とは、当社がクレジットチャージサービスにおいて委託する決済代行会社である株式会社メタップスペイメントをいいます。</p> <p>第5条（クレジットカード情報等の登録）</p> <p>登録会員は、当社委託先の決済代行会社宛てにクレジットカード情報等を入力し、登録するものとします。ただし、登録できるクレジットカードは、別紙2のとおりとします。</p> <p>第10条（クレジットカード情報等の取扱い）</p> <p><u>マチカアプリで入力したクレジットカード情報等は、当社委託先の決済代行会社に送信され、保管されます。</u></p> <p>別紙1 本人確認書類</p> <p><u>【追加】</u></p>

以上